

各 位



2011年10月26日

本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号
会社名 SBIホールディングス株式会社
(コード番号8473 東証第一部、大証第一部)
代表者 代表取締役CEO 北尾吉孝
問い合わせ先 責任者役職名 取締役 C O O
井土太良
電話番号 03-6229-0100 (代表)

株式給付信託（従業員持株会処分型）（詳細決定）に関するお知らせ

当社は、2011年9月29日開催の取締役会において、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議いたしました。本日開催の取締役会においてその詳細を決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の背景

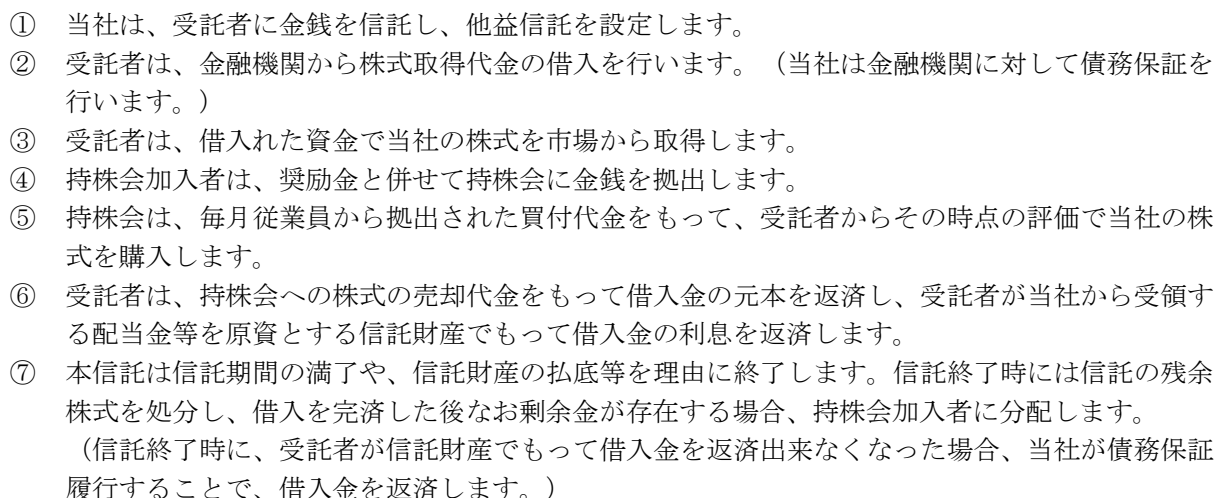
本制度は、社員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的としております。

本制度は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向けの報酬制度のESOP（Employee Stock Ownership Plan）および2008年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向けの福利厚生制度です。

2. 本制度の概要

本制度は、「SBIホールディングス社員持株会」および「SBIグループ社員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入するすべての従業員を対象に、当社の自己株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

今後5年間にわたり持株会が取得する見込みの当社の自社株式を、本制度を実施するための信託（以下、「本信託」といいます。）の受託者である信託銀行が予め一括して取得し、持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。信託終了時まで、信託銀行が持株会への売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株会会員に分配します。また当社は、信託銀行が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、信託終了時において、当社株価の下落により当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。



4. 本信託の概要

- | | |
|--------|--|
| ①信託の目的 | 持株会に対する当社の株式の安定的な供給および信託財産の管理により得た収益を収益の受益者へ給付すること |
| ②委 託 者 | 当社 |
| ③受 託 者 | みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。 |
| ④受 益 者 | 受益者適格要件を充足する持株会会員 |
| ⑤信託設定日 | 平成 23 年 11 月 7 日（予定） |
| ⑥信託の期間 | 平成 23 年 11 月 7 日～平成 28 年 11 月 15 日（予定） |

5. 本信託による当社の株式の取得の内容

- | | |
|----------|-----------------------------|
| ①取得する株式 | 当社の普通株式 |
| ②取得価格の総額 | 4.8億円 |
| ③株式取得期間 | 平成23年11月7日から平成24年2月6日まで（予定） |
| ④株式取得方法 | 取引所市場より取得 |

以 上

本プレスリリースに関するお問い合わせ先：

SBIホールディングス株式会社 コーポレート・コミュニケーション部 03-6229-0126